

B－4）既存施設観光資源化促進事業

利用が停止又は利用機会が減少した既存の公園利用者向けサービスを行う施設に対し、インバウンド受入環境整備（多言語サイン、無線LAN、トイレ洋式化、キャッシュレス対応等）を前提とした施設の機能転換又は機能強化のための内装整備及び設備整備を行う事業。

なお、古民家や歴史的建造物の再生等地域の文化資産活用に資する事業又は国立公園等の自然資源等の魅力を体感する体験アクティビティや学習ツアー等と連携して実施する事業を対象とする。

【既存施設観光資源化促進事業の条件等について】

- ・利用が停止又は利用機会が減少したことが客室稼働率等から認められるものに限り、対象とします。
- ・客室、廊下等、整備対象となる個々の箇所及び多言語サイン、無線LAN等の各整備内容について、補助事業の目的を踏まえたインバウンド受入環境としての現状の課題、整備することでの効果が認められるものに限り、対象とします。
- ・上記が確認できない設計業務については対象外となります。

以下のような事業は対象となりません。

- ・インバウンド受入環境整備としての機能転換や機能強化が認められない施設の老朽化に伴う内装・設備の整備
- ・設備更新により、その設備の持つ機能の向上（省エネ性能向上等）のみを行う事業

既存施設の内装・設備の整備にあたっては、アスベスト等の関係法令を遵守してください

利用拠点計画又は認定を受けた利用拠点整備改善計画に基づき実施する事業。補助事業を実施する場合には、申請する事業が利用拠点計画又は利用拠点整備改善計画に位置付けられていることが必要です。

【国立公園等利用拠点上質化整備事業（B-4事業含む）の条件等について】

- ・利用拠点滞在環境の上質化に資する整備にあたって、地域の関係主体で将来像を共有し地域が一体となって進めていただくために、本補助事業では、これらの計画に基づいた事業を対象としています。

応募申請する事業が利用拠点計画または利用拠点整備改善計画に位置付けられていることが必要であるため、申請に先立ち、策定した利用拠点計画が環境省に提出されていること、又は利用拠点整備改善計画が環境省から認定を受けている必要があり、これらの計画がない場合は、以下のいずれかが必要となります。

◇ 令和8年度については、「A. 国立公園等利用拠点計画策定支援事業」によりいずれ

かの計画を策定し（利用拠点整備改善計画は認定後）、令和 9 年度に整備事業の応募申請を行う。

- ◇ 応募申請に先立って利用拠点計画を策定し提出する、もしくは利用拠点整備改善計画を策定し認定を受ける。

既に利用拠点計画を提出している、もしくは利用拠点整備改善計画がある場合でも、申請する事業が計画に位置付けられていない場合は、計画の変更が必要となります。計画の変更にあたっては、今後検討している事業の追記、中止が明らかになった事業の変更等を行ってください。

各計画に関しては、公募要領 3 ページ「A. 国立公園等利用拠点計画策定支援事業」の注意事項を確認ください。

■ 補助対象経費

補助の対象となる事業に要する経費は、公募要領 別表第 1 の「3 補助対象経費」の欄に定める経費であって、補助事業に使用されたことが証明できる経費に限ります。

B－4）既存施設観光資源化促進事業

補助対象経費は、以下とします。

(1) 設備整備費

- ・通信整備費（無線 LAN 設備等）
- ・多言語対応整備費
- ・トイレの洋式化等に係る整備費

地方公共団体の場合は、民間事業者等から譲り受けた施設に限る。

※対象となる項目は、B－2）ウ. トイレ洋式化と同様。基本整備項目の整備が認められない場合においても、本事業区分の要件を満たすものであれば、追加整備項目の整備も対象となります。

- ・空調・電気設備整備費
- ・サニタリー設備（浴室・洗面所等水回り設備）

(2) 内装整備に係る経費

- ・建物内部の天井、床、壁の改修に係る経費
- ・窓、建具、備え付けの収納等の整備に係る経費

(3) その他

- ・内装整備に合わせて行う耐震改修に係る経費（古民家や歴史的建造物の再生等地域の文化資産活用に資する事業に限る）

以下の整備に係る費用は補助対象外となります。

- ・備品（移動可能なテーブル、ソファ、大型テレビ等）、消耗品
- ・消防防災設備（火災報知器、消火器、スプリンクラーほか）
- ・躯体の新設工事（床・天井・壁等の建築構造に係る工事）
- ・インバウンド受入環境整備における機能転換、機能強化と認められない整備に係る費用

■ 申請に必要な書類

- ・応募申請必要書類等チェックシート（B－4 事業）
- ・（様式第 1） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業に係る応募申請書
- ・（別紙 1－5） B－4）既存施設観光資源化促進事業 実施計画書
- ・（別紙 2－2） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業経費内訳書
- ・（別紙 3） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業実施後使用見込等申告書
- ・（別紙 4） 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト
- ・補助事業に関する見積書
 - ※積算の内訳、算定式等を記載するとともに、別紙 2－2 経費科目との紐づけが確認できるようにすること
- ・整備内容に関する補足資料
 - ※整備場所の位置図、各種図面（平面図、立面図、イメージパース等）のほか、本補助事業の要件を踏まえた、現状の課題点、整備理由、整備による効果等、個々の整備内容を具体的に補足する資料を必要に応じて添付すること
- ・建物の登記事項証明書（全部事項証明書）※発行から 3 か月以内のもの
- ・承諾書
 - ※申請者と土地の所有者が異なる場合、土地建物所有者が複数いる場合に添付
- ・現状の写真（撮影日を記載すること）
- ・利用拠点計画又は利用拠点整備改善計画
 - ※環境省へ提出（又は認定）されたものを添付してください。
 - ※申請事業を下線又は枠で囲む等により明示してください。
 - ※国定公園の場合、訪日外国人旅行者誘致に関する目標及び計画を示す資料を添付してください。

別紙様式の作成にあたっては、「応募書類（様式 1 別紙）記載要領」を必ず確認し、作成してください。令和 8 年度の様式をダウンロードし、作成してください。

上記のほか、申請者に関する書類の提出が必要となります。詳細は公募要領を確認ください。